

三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）でいただいたご意見と県の考え方

対応区分	①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	②反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③参考にする	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
	④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。	(県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体、実施主体が県教育委員会(県)以外のもの。)
	⑤その他(①～④に該当しないもの)	

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関係のないご意見等が提出された場合は、そのご意見について公表していません。
- ・類似のご意見が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人等の権利、競争上の地位やその他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

意見番号	事項	中間案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	I 1 (2) ① 生徒の健全な成長の視点から	部活動に参加する精神的・肉体的負担が大きくなならないよう、「勝ち負け」「コンテスト」にこだわらず、交流を目的としたレクリエーション的に参加できる部活動のありかたを認めるような記述を積極的に加えるべきである。(ゆるく参加できることができる部活動を積極的な設置をめざす)	②	I 1 (2) ②「生徒にとって望ましい部活動の視点から」において、「多様な生徒のニーズに応えるため、学校の実情に応じて、複数の部活動の所属を認めたり、レクリエーションに重点を置いた活動の機会を設けたり、多様な種目を体験できるマルチスポーツ部や総合文化部等を設置したりするなどの工夫も、持続可能な活動環境を構築する上で有効な選択肢となります。」としています。
2	I 1 (2) ② 生徒にとって望ましい部活動の視点から	適正な配置とありますが、人事異動で部活動の専門性を考慮して異動していない状況があります。学校でやりくりするのも難しい現状があります。また、生徒が希望制であれば教職員も希望制にするべきでは、という声もあがっています。	③	専門性を有しない顧問の負担軽減のために、会計年度任用職員として、県教育委員会や各市町において部活動指導員が任用されています。部活動指導員は、単独での指導、引率を行うことができることとしており、その活用や、複数顧問の配置など、今後も持続可能な部活動の運営に向けた取組を進めてまいります。

3	I 1 (3) 安全面への配慮	<p>安全面への配慮が必要なのは「体育・スポーツ活動」「運動部活動」に限らないことから、より広く「部活動」全般について安全面への配慮の義務があることを明記し、「学校管理下における危機管理マニュアル」等を用いた対応が為されるようにしてはいかがでしょうか？</p> <p>例えば、いわゆる文化系部活とされる吹奏楽や合唱などでは生徒が「熱中症」「脱水症状」に襲われることがありますし、化学部などでは取り扱いに注意を要する薬品類を扱うことも多いなど、安全面への配慮が必要に思います。</p>	①	<p>貴重なご意見ありがとうございました。部活動全般についての記載となるよう「部活動は、運動部・文化部を問わず、準備段階等も含め、状況によって怪我や事故等に繋がる可能性があり、場合によっては重篤なケースに至ることも想定されます。」と修正しました。</p>
4	I 1 (3) 安全面への配慮	<p>「部活動」そのものだけでなく、付随する様々な行動についても、子どもを参加させる場合には安全面への配慮が必要であることを明記してはいかがでしょうか？ 例えば器具等の事前準備であったり、移動であったりを想定しています。本年のGWに磐越道で起きた事故のような事例も想定し、記載を見直すことを勧めます。</p>	③	<p>具体的な安全対策については、I 2 (7)「安全管理と事故発生時の対応」中の表に整理しています。</p> <p>なお、部活動における生徒輸送については、現在現状調査を行っており、その結果をふまえて必要な対策を実施していく予定です。</p>
5	I 2 (2) 参加大会等の精選	<p>参加する大会やコンクールの精選のほかに、「大会に参加しない」ことを方針とする部活動の存在を認めるような記述を積極的に加えるべきである。</p>	②	<p>I 2 (2) ②「生徒にとって望ましい部活動の支援から」において、「多様な生徒のニーズに応えるため、学校の実情に応じて、複数の部活動の所属を認めたり、レクリエーションに重点を置いた活動の機会を設けたり、多様な種目を体験できるマルチスポーツ部や総合文化部等を設置したりするなどの工夫も、持続可能な活動環境を構築する上で有効な選択肢となります。」、という箇所「大会に参加しない」ことも含む多様な部活動のあり方を示しています。</p>
6	I 2 (4) 適切な部活動指導に向けた研修 I 2 (6) 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶	<p>・指導員への研修についての記述が不明確であるため、実施の主体者を含め、研修の必要性を明確に記述すべきである。</p>	②	<p>I 2 (4)「適切な部活動指導に向けた研修」において「県および学校の設置者は、指導者を対象に、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識・技能、暴力等の不適切行為の根絶、適切な休養日・活動時間設定の順守徹底等に関する研修を計画的に実施します。特に、部活動指導員等については、定期的な研修を確実に実施する必要があります。」としています。</p>

7	I 2 (5) ② 地域人材の活用について	<p>地域によっては、地域の人材、指導者が不足している地域、山間部など移動に時間を要する地域を多く抱える市町もある。その中で、部活動指導員をどのように配置するのか、指導員を配置していく範囲をどうするかなどを考える必要があるように感じる。(地域に拠点が一つだと参加が難しい地域が存在します。)</p> <p>地域クラブ活動を考える際にも、指導者不足等、様々な要因から一つの地域では結成が難しい場合など市町をまたいだ結成をすることも必要であり、また、地域にクラブがなく、他地域において所属を考える生徒もいる。そうした際、そのクラブや個人を市町村がどのように支援していけるのか、県として支援していくのかなど検討をしていただきたい。</p>	③	<p>単独市町での地域クラブ活動が難しい市町については昨年度、国の実証事業により、複数の市町による広域連携への支援が行われましたが、今年度も国の補助事業において同様の取組が実施されます。また、国の補助事業を活用した移動手段の確保も考えられます。</p> <p>なお、市町をまたいだ地域クラブ活動について検討する際には、II 3 (1) ②「国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担」において、県として「広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町等に対するきめ細かな支援等を実施」、市町等は「改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施」としています。</p> <p>なお、令和8年度の県単補助事業では、コンサルタント派遣に係る費用を対象とし、地域展開に取り組む市町の支援に取り組んでいます。</p>
8	I 2 (7) 安全管理と事故発生時の対応	<p>遠征等に関わる生徒の輸送について安全に部活動ができるよう、ガイドラインで明記を要望します。</p>	③	<p>具体的な安全対策については、I 2 (7)「安全管理と事故発生時の対応」中の表に整理しています。</p> <p>なお、部活動における生徒輸送については、現在現状調査を行っており、その結果をふまえて必要な対策を実施していく予定です。</p>
9	II 1 (3) ① 基本的方針	<p>改革の方向性および役割分担として、「中学校等を設置する市町等が改革の責任主体となり」とあるが、「市町等」とは、行政なのか教育委員会なのか、あるいは地域クラブなのか、具体的にどこを示すのかを明確にすべきである。市町における体制整備については、「様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要」といった記述もあり、とりくみをすすめるにあたってはさまざまな部署が協力することは当然ではあるが、改革をさらに前へすすめていくためには、責任主体をはっきりさせることが必要である。</p>	③	<p>改革の責任主体は、「中学校等を設置する市町等」であり、市町により、地域クラブ活動を運営する主体は教育委員会あるいは首長部局の双方を想定しています。</p>
10	II 1 (3) ③ 留意事項イ・ウ	<p>急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることはとても大切だと感じる。</p> <p>しかし、地理的要因や指導者不足といった事情、市町の財政状況によって、改革の進捗に大きな影響があることは現状として明確である。地域によって差が生じないように「国・県・市町等の支えあい、民間企業等との連携や寄附等の活用等」以上に、さらなる財政的な支援が必要である。</p> <p>また、家庭的な経済状況が、スポーツ・文化芸術活動へのかかわり方につながる懸念される。そのため、すべての子どもたちが体験することができるよう、経済的な支援の充実を求める。</p>	③	<p>国の補助事業を活用し、国とともに、市町において部活動の地域展開を推進する体制を整備するための費用や休日の地域クラブ活動費、部活動指導員の配置に係る経費等の補助を行います。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p> <p>また、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。</p>

11	Ⅱ 1 (3) ③ 留意事項ウ	<p>◎財政的な支援の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ化することで、校区外へ出る機会がより増えることが予想できる。現状、地域クラブまでの移動手段がないという理由から、やむを得ず断念する声もある。家庭的な経済状況のみならず、子どもの居住区や交通の便等の環境によって差が生じないよう、確実な措置の具体案の記述も必要と感じる。 	③	<p>国の補助事業を活用し、国とともに、市町において部活動の地域展開を推進する体制を整備するための費用や休日の地域クラブ活動費、部活動指導員の配置に係る経費等の補助を行います。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p> <p>また、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。</p>
12	Ⅱ 1 (3) ③ 留意事項イ	<p>市町の財政状況によって、各地域の指導員の確保にも影響が出ると考える。社会資源のある市町は財政的な支援も可能であろうが、東紀州地域など過疎化の進んでいるところでは、企業スポンサーのサポートもなく、公的な助成がない限り、部活動の改革を進めることは難しい。東紀州地域の中・高の部活動の部員数は年々減り続けており、指導員のモチベーションも下降していると聞きます。公的な抜本的財政保障がない限り、地域の部活動は衰退していくと思われる。また教員の兼業制度の活用も財政面でのバックアップがない限り、参加するものは増えていかないと思われる。</p> <p>令和8～13年の6年間の改革実行期間において具体的な財政支援施策をいっそう分かりやすく掲げていただきたい。</p> <p>また、公益財団法人日本スポーツ協会やパートナー契約された企業団体には、全県下的に展開され、過疎が進む地域へも積極的な財政的支援をお願いしていただきたい。</p>	③	<p>国の補助事業を活用し、国とともに、市町において部活動の地域展開を推進する体制を整備するための費用や休日の地域クラブ活動費、部活動指導員の配置に係る経費等の補助を行います。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p> <p>また、地域展開にまでは至らない段階であることなどから国の補助事業の対象とならない部活動への外部指導者の配置に要する経費などについて、県単独での補助を実施します。</p> <p>あわせて、改革実行期間における財政支援等については、より充実したものとなるよう、現在、国に対して広域的な地域クラブ活動を統括するコーディネーターや、地域クラブ活動を統括する運営団体をマネジメントする人材及び指導者の発掘・育成について、国における全国共通の研修プログラムの整備、教材の標準化など、財政的支援を含む統一的な基盤の構築への技術的な支援等を要望しています。</p> <p>おって、地域格差の解消を図ることは重要であると認識しており、公益財団法人日本スポーツ協会と連携を図ってまいりたいと思います。</p>
13	Ⅱ 2 (1) 地域クラブ活動の在り方 Ⅱ 2 (2) ② 想定される認定の効果	<p>地域クラブの指導者が、大会やコンクールにおいて勝利至上主義に偏った指導をすることのないよう、強調すべきである。</p>	②	<p>認定要件のモデル①「三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること」の具体的な確認事項として、「生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力を育てることを目指した活動であること」と示しており、ここには、市町において認定された「認定地域クラブ活動」で指導する「認定地域クラブ活動指導者」のあり方も含んでいます。</p>

14	Ⅱ 2 (2) 地域クラブ活動に関する認定制度	◎地域クラブに関する認定制度について ・認定要件を満たさない場合でも地域クラブとして存在してもよいと読み取れた。そもそも、認定要件を満たさない地域クラブがあることは三重県としてよいのか。	③	認定制度は一定の水準を満たす地域クラブ活動が、公的支援の対象として位置付けられ、学校部活動の継承先として適切に運営されることを目的としています。 そのため、活動内容や安全管理体制を定期的に確認する上でも、各市町において認定制度の整備を検討していただくことが望ましいと考えます。
15	Ⅱ 2 (2) 地域クラブ活動に関する認定制度	地域クラブ活動の認定の実施、ヒアリング・現地確認等、そして不正があった場合等の認定取消しを「市町等」がおこなうことが記述されているが、「市町等」とは、具体的にどこを示すのかを明確にすべきである。	②	改革の責任主体は、「中学校等を設置する市町等」であり、市町により、地域クラブ活動を運営する主体は教育委員会あるいは首長部局の双方が想定されることから、「市町等」と記載しています。
16	Ⅱ 2 (2) ④ 認定要件のモデルについて	・暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめ等の不適切行為の根絶についての指導員に対する研修は、必修とすべきである。	②	「『認定要件』および『確認事項』」④に「公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること」と示すとおり、地域クラブ活動の認定には研修を受講している指導者が携わっている必要があります。また、認定要件④の具体的な確認事項の1つ目に、「地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者同士のこうした行為も許さないことを誓約すること（日本版DBSの活用含む）」と示しています。
17	Ⅱ 3 (1) ③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	現場の声で一番多いのは、地域クラブとの連携が平日の勤務時間内で行えるのかということだと思います。一貫性を確保するという部分での連携の必要性は感じているものの、いつ・どのタイミングで行うのかという部分が時間外を想定されているように感じ、不安感や不満感が現場ではささやかれています。子どもたちに不利益にならない形かつ、教師の負担増にならない形を現場の声をひろいながら進めていただきたいと思います。	③	現場の先生方の思いについては、承知しています。Ⅱ 2 (2) ④「認定要件のモデルについて」の⑦には、市町の認定を受けようとする地域クラブは、活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校及び市町と情報共有を行っている必要があることが示されています。なお、子どもたちにとって不利益や、教員の負担増にならないよう、Ⅱ 3 (1) ③に示すとおり、活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICTや既存の協議会を活用するなどし、学校の負担軽減につなげていただきたいと思います。

18	Ⅱ 3 (2) ③ 活動場所の確保	本地域は地域クラブのモデル事業が一部種目でスタートして1年経ちました。これから全種目移行となる中で一番の課題は活動場所の確保と学校設備・用具の使用についてです。現在は学校部活動と共用でグラウンドを使用し、指導員が教員のため調整がスムーズに行われ問題が起きていません。教員の手から土日の活動が離れたとき、その調整をどのように行っていくか、また複数の地域クラブが同じ活動場所を希望した時に調整が困難になることが予想されます。学校設備・用具を使用する場合の倉庫の鍵の管理は、当該学校教員が出勤しなくてもよい仕組みの構築をお願いします。	③	活動場所の確保や管理運営の効率化等については、Ⅱ 3 (2) 「③活動場所の確保」の、「ii) 具体的な取組内容(例)」に、ICTの活用による予約システムの構築やスマートロックの投入等について示しています。現在、地域クラブ活動の際に学校設備や用具を効果的に活用するための方策について好事例を共有するとともに、部活動の地域展開にあたり必要となる中学校の設備改修(用具保管庫設置やスマートキー設置のための扉改修等)にかかる国の補助事業の活用を働きかけるなど取組を進めています。
19	Ⅱ 3 (2) ⑤ 生徒の安全・安心の確保	事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を適切に実施するための監督機関や責任の所在をしっかりと明記する必要があります。その立場を市町ごとで設定するのであれば、そのことがわかるような記述が必要である。	②	Ⅱ 3 (2) ⑤「生徒の安全・安心の確保」の「ii) 具体的な取組内容(例)」に、「責任の所在の明確化、事後対応・再発防止」を示しています。
20	Ⅲ 大会等の在り方の見直し(全般)	そもそも、学校教員の労力を当てにしなくては実施できない大会は開催すべきではない。学校教員に「職務専念義務」を課しながら、兼職兼業を認めることは矛盾する。「適切な労務管理」といながら、スポーツの世界にありがちな「上意下達」がまかり通ると、教員の真意がゆがめられる可能性がある。	③	Ⅲ 4「全国大会をはじめとする大会等の在り方」において、大会の在り方について示しています。また、Ⅳ 1「教師等の兼職兼業」イに「兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する」とあるとおり、本人の意思によることが前提となります。
21	Ⅳ Ⅰ 教師等の兼業兼職	部活動の地域展開は、地域の実情に応じ、またお互いの共通理解の下、とりくんでいかなければならないが、中心となるのは現に指導している教職員ではないかと思えます。他県でもとりくみが進んでいるが、兼業兼職を行うにあたっては、希望者が負担なくスムーズに手続きができるようなシステムが必要であるように思えます。兼業兼職を望まない教職員が休日の参加を強いられることのないように十分に配慮される必要もあります。高等学校の現場では熱心に部活動指導をされている教員が多いです。その指導者が納得できる環境づくりをお願いします。	②	Ⅳ 1「教師等の兼職兼業」イに「兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する」とあるとおり、本人の意思によることが前提となります。また、高等学校における部活動の地域展開については、国からも具体的に方針が示されておらず、引き続き部活動ガイドラインを遵守した部活動の運営を支援するとともに、部活動指導員補助制度の創設及び地方自治体独自の取組への財政支援を行うこと、並びに今後の部活動の在り方を示すことを国へ要望しています。
22	Ⅳ 2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取り扱い	◎調査書の記載に関する中学校との連携について ・進路業務はその内容から、負担感が重い業務である。その上地域クラブ活動の運営団体等と情報共有を行うともなると、その業務がひとつ増加する印象が強く、より負担を感じるようになる。「想定される」ではなく、実際にそれが現実になることは容易に想像できる。文言および対応策の明記も必要ではないか。	③	学習指導要領における取扱いにも記載されているとおり、地域クラブ活動は学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であることや、当面は平日を中心に学校部活動が存続する学校もあることが想定されることから、地域クラブと学校の連携は、今後大切になります。一方で、連携の在り方については、各市町の実態に応じて様々な取組が考えられるため、「想定される」と記載しています。

23	「全般」	<p>部活動における安全面への配慮についての意見を、その他の箇所の部活動および地域クラブ活動に関する記述においても反映させてはいかかでしょう？</p> <p>即ち、特定の分野に限らず、広く部活動および地域クラブ活動について安全面への配慮が為されること、これらの活動だけでなく付随する行動（準備、移動等）についても活動同様に安全面への配慮が為されることを徹底することを検討頂きたいと思います。</p>	③	<p>全体を通して記載されている内容及び参考文献をご確認いただくことや、部活動および地域クラブ活動における（準備・移動等も含む）安全面への配慮が為されることについて、各市町の担当者会議や、県が主催する研修会等で徹底していただくよう周知していきます。また、部活動における生徒輸送については、現在現状調査を行っており、その結果をふまえて必要な対策を実施していく予定です。</p>
24	「全般」	<p>「スポーツや文化芸術活動」がもつ教育的価値・文化的価値をそこなわない方針にしていく必要があると考えます。今までは、それらを「部活動」が担ってきました。</p> <p>今のガイドラインでは物足りない、と感じている生徒はクラブチームとして活動していることが多い現状があります。クラブチームとなれば、金銭的な面での負担が増えます。部活動であれば、経済的に困難な子どもも一定の基準で活動することが可能でありましたが、今は難しい現状であります。子どもが部活動含め「スポーツや文化活動」に対して色々な選択肢をもてるような制度等が必要であると考えます。今後の展開で子どもたちの未来をよりよいものにしていきたいと願います。</p>	⑤	<p>将来にわたり県内の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させていくことを目的として、部活動改革は進められています。今年度より、市町において認定を受けた「認定地域クラブ活動」を対象とした、国の補助事業による支援が始まりました。また、県の補助事業についても令和6年度から継続しています。今後も子どもたちが、それぞれの状況に応じて活動を選択できるよう、様々な視点から取組を進めてまいります。</p> <p>なお、国の補助事業の内容には、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援も含まれていますが、県としてさらなる支援内容の充実を国に対し継続して要望しています。</p>